

2024年9月12日

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-21-3 渋谷ストリーム

Google 合同会社 御中

レスキュー商法被害対策京都弁護団

団長 弁護士 平 尾 嘉 晃

事務局長 志 部 淳 之 介

電話：075-222-0011

FAX：075-222-0012

E mail：shibu@oike-law.gr.jp

申 入 書

第1 申入の趣旨

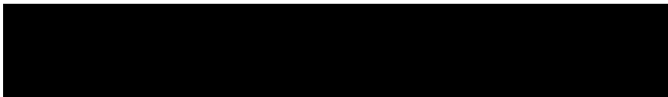
貴社が取り扱うリスティング広告サービス「Google Ads」を利用した広告を行う下記の業者に対して、速やかに、広告の掲載を停止する措置をとられるよう、申し入れます。

記

・業者名

株式会社 

・出稿 URL



ほか多数

第2 申入の理由

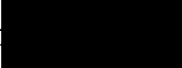
1 広告ポリシー違反

(1) 貴社の広告ポリシー：不実表示の禁止

貴社の広告ポリシーによれば、下記のような「不適切な価格設定」を行う広告は「不実表示」として禁止されています。¹

「支払いモデルやユーザーが負担する全費用を明確にわかりやすく開示していない」「例：料金を見積もり額から引き上げて、脆弱な状態のユーザーや切迫した状況にあるユーザーに不当な請求を行う」

(2) 貴社広告ポリシー違反

ところが、上記株式会社  (以下「広告主」といいます。) は、貴社に依頼の上、上記出稿 URL において、一般消費者に対してトイレ、水回り、鍵開け、害虫駆除などのトラブルに見舞われた方の窮地につけ込んで高額な費用を請求する商法（以下「レスキュー商法」といいます。）の広告を行っています。

まず、この広告では、「300円～」という極めて安価な料金が表示されているにもかかわらず、実際には、現地で作業を行った者からは、トイレの詰まりや水漏れなどの緊急事態に困惑し、またその解決のために契約を断りにくいという消費者の脆弱な状況につけ込んで、その100倍以上の高額の請求がなされ、消費者がその支払を余儀なくされるという重大な消費者被害が発生しています。このように、広告主のビジネスにおいては、「例：料金を見積もり額から引き上げて、脆弱な状態のユーザーや切迫した状況にあるユーザーに不当な請求を行う」が行われています。

その他、広告主のウェブサイトには「平均価格3980円～」という平均価格を表示し、さらに広告主の価格はその「業界平均より20%安い」など

¹ <https://support.google.com/adspolicy/answer/6020955?hl=ja>

としていますが、それらはいずれも根拠不明であり、景品表示法5条2号の「有利誤認」表示にあたり、また「満足度98.9%」という表記も根拠不明であり、景品表示法5条1号の「優良誤認」表示にあたります。これらも「不実表示」またはそれに準ずる問題のある広告手法であるといえます。

(3) 結論

よって、貴社は、広告ポリシー違反に基づき、上記業者に対し、速やかに、広告の掲載を停止し、さらなる消費者被害を防止していただきますよう、お願いいたします。

2 当弁護団について

当弁護団は、京都弁護士会に所属する有志の弁護士で結成している弁護団²であり、本件レスキュー商法の撲滅のため活動しております。残念ながら、この商法には、貴社のリスティング広告などが極めて効果的に利用されており、その状況について憂慮しています。

ところが、2021年にも、別業者について同様の申入れを行いました、貴社からはなんの返答もいただかず、大変残念です。今後、貴社がなんの対策もとらず、同様の被害が生じた場合には、業者のみならず、貴社の責任をあわせて追及することも検討しております。

上記業者を含め、悪質なビジネスに利用されることのないよう、広告の許可にあたっては厳格な審査を行っていただき、また、広告を許可した後も、広告主が問題のある広告を行っていないかについて絶えず情報を収集し、必要な措置をとられることを切にお願いいたします。

以 上

² 弁護団ウェブサイト <https://rescuekyoto.wordpress.com>